

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現在検討している再生可能エネルギーの全量買取制度は、平成22年7月23日に発表した「大枠」においてその概要が示されているが、金銭の流れについては、次のとおり。 再生可能エネルギー発電事業者から、電気事業者が一定の価格で発電された電気を購入することの購入に要する費用は、全ての電気の需要家が、電気料金に上乗せする方式で公平に負担すること各電気事業者が の購入に要する費用と、 によって電気の需要家から回収した額に不当な差額が生じないよう、地域間調整を行うこと</p> <p>・特例措置の内容 上記 で電気事業者が徴収する再生可能エネルギー電気サーチャージ(仮称。以下「サーチャージ」という。)の収入金と、上記 の地域間調整で各電気事業者が受領する調整のための金銭収入については、再生可能エネルギーの全量買取制度の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、これらの収入について、事業税(収入割)の課税対象外とすること等所要の措置を講ずる。</p>	
関係条文	[]	
減収見込額	(初年度) 3,314 (平年度) 3,314 (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 再生可能エネルギーの全量買取制度において、電気の需要家が負担するサーチャージは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の購入費用に充てられるべきものであり、買取費用とバランスするように設計する予定。また、電気事業者は、発電事業者から再生可能エネルギー電気の購入を行い、他方で需要家からサーチャージを徴収する役割を果たすが、これを超える金銭負担を課することがないよう設計する予定。</p> <p>(2) 施策の必要性 上記枠組みを前提とすると、仮にサーチャージによる収入を事業税(収入割)の課税対象とすると、電気事業者に欠損を生じさせないため、当該事業税額をサーチャージに上乗せするか、再生可能エネルギー電気買取価格を低減することが必要となるが、国民負担の観点や、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、いずれも失当であり、サーチャージによる収入は課税対象外とする等所要の措置を講ずる必要がある。各電気事業者における調整のための金銭収入においても同様。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「地球温暖化対策」のみならず、「エネルギーセキュリティの向上」、「環境関連産業育成」の観点から、低炭素社会と新たな成長の実現に大きく貢献するものとして、再生可能エネルギーの導入拡大が必要。その実現のための全量買取制度の設計に当たっては、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「国民負担」、「系統安定化対策」の3つのバランスを取ることが極めて重要であり、国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に導入効果を高めることを基本方針としている。 経済産業における政策体系上の位置付け 5. エネルギー・環境政策 2.6 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
	政策の達成目標	国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果を高めること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を対象（計40社程度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果を高めることへの悪影響が是正される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果を高めることへの悪影響が是正される。

税負担軽減措置等の適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-